

第 6752 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 8月 27日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 所有者不明土地等の解消に向けた法改正

Q : 所有者不明土地の解消に向けた法整備が行われたそうですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

さきごろ、所有者不明土地の解消に向けて、民法等が一部改正されるとともに相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が制定されました。

主な内容は、次のとおりです。

① 相続登記の義務化

不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請することを義務付ける。正当な理由がなく申請しなかった場合は、10万円以下の過料の罰則がある。

② 住所等の変更登記の申請義務化

住所等を変更した場合は、変更日から2年以内に変更登記を申請することを義務付ける。正当な理由がなく申請しなかった場合は、5万円以下の過料の罰則がある。

③ 相続土地国庫帰属制度の創設

相続等で取得した土地で法務大臣の承認を受けたものについては、一定の土地管理費相当額の負担金を納付することで国庫に帰属させることができるようになる。

④ 相続開始後10年経過後の遺産分割の見直し

相続開始から10年経過しても遺産が未分割の場合は、家庭裁判所に遺産の分割の請求を申し立てている場合等を除き、この具体的相続分を適用しないこととされた。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

